

健友会は4月から 社会医療法人 となりました

このたび、医療法人財団健友会は、長崎県より「社会医療法人」の認可を受けました。

これによって 2011 年 4 月 1 日より「医療法人財団健友会」は「社会医療法人健友会」となり、各医療機関の名称も、健友会上戸町病院が「社会医療法人健友会上戸町病院」、大浦診療所が「社会医療法人健友会大浦診療所」などと改めました。

「社会医療法人」制度は、2007 年の医療法改正により誕生した新しい医療法人制度で、「非営利性が高く、地域で特に必要な医療の提供を担っている医療法人」を、県知事が「社会医療法人」として認定するもので、県内では 2 番目の認可となります。

社会医療法人は、県の医療計画に「救急医療等確保事業」（①救急医療、②災害時医療、③へき地医療、④周産期医療、⑤小児医療）のいずれかを行う医療機関として記載されていることが条件で、それぞれに高い基準が設けられています。

また、設備構造、医師・看護師など医療従事者数、組織運営、役員構成、資産・経営財務など多岐にわたる審査基準があります。

健友会は厳しい審査基準を満たし、①救急医療でこれまでの実績が認められたものです。

私たちは 1972 年の大浦診療所開設以来、「いつでもどこでも誰でもが安心して受けることのできる医療」をめざし、救急告示病院として、地域医療を大切にしてきました。また、「無差別平等の医療」を掲げ、「非営利」の開かれた法人運営に努めてきました。

まだまだ未熟で、至らないところも多いと自覚しておりますが、これまでの職員全員の努力を評価頂いたものと感謝しております。

患者様・ご家族はじめ、地域の皆様、当院の運営にご協力いただいた皆様の、これまでのご支援・ご助力に厚く御礼申し上げます。

私どもは、社会医療法人としての責務に身の引き締まる思いですが、これまで以上に、健康友の会や地域のみなさんといっしょに、「だれもが安心できる医療と福祉」を目標に、「住み続けたいまちづくり」に貢献したいと願っています。そして全職員一丸となって、「地域になくてはならない病院」と言っただけのよう努力を続ける所存です。

今後とも、ご協力、ご支援、ご鞭撻をよろしくお願い致します。

2011年4月

社会医療法人健友会 理事長 宮崎 幸哉